

○ 電気事業法施行規則、電気関係報告規則及び電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令案 新旧対照表  
 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第四（第六十五条関係）		別表第四（第六十五条関係）	
工事の種類	事前届出を要するもの	工事の種類	事前届出を要するもの
一～四 （略）	（略）	一～四 （略）	（略）
五 （略）		五 （略）	
<p>廃ガス洗浄施設（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設に該当するものに限る。）若しくはこれに係る設備の設置又は改造であつて、構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態若しくは量（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態若しくは量を含む。）、同法第二条第八項に</p>		<p>廃ガス洗浄施設（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設に該当するものに限る。）若しくはこれに係る設備の設置又は改造であつて、構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態若しくは量（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態若しくは量を含む。）、同法第二条第七項に</p>	

六〇八 (略)	
(略)	規定する特定地下浸透水の浸透の方法又は用水若しくは排水の系統の変更を伴うもの
六〇八 (略)	
(略)	規定する特定地下浸透水の浸透の方法又は用水若しくは排水の系統の変更を伴うもの

改 正 案

現 行

（公害防止等に関する届出）  
 第四条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者（当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合には、経済産業大臣）へ届け出なければならない。ただし、同表の第一号から第四号まで及び第六号に掲げる場合であつて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。

（公害防止等に関する届出）  
 第四条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者（当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合には、経済産業大臣）へ届け出なければならない。ただし、同表の第一号から第四号まで及び第六号に掲げる場合であつて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。

届出を要する場合	届出期限	届出事項	届出先
一～三 （略）	（略）	（略）	（略）
四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第二条第二項に規定する特定施設 （この号、第十二号、第十三	（略）	（略）	（略）

届出を要する場合	届出期限	届出事項	届出先
一～三 （略）	（略）	（略）	（略）
四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第二条第二項に規定する特定施設 （この号、第十二号、第十三	（略）	（略）	（略）

五〇十七 (略)	<p>号及び第十八号において「特定施設」という。)に該当する電気工作物を設置する場合又は特定施設に該当する電気工作物の使用の方法、同条第七項に規定する汚水等(以下「汚水等」という。)の処理の方法、同条第六項に規定する排水水(以下「排水水」という。)の汚染状態若しくは量(同法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態若しくは量を含む。)、同法第二条第八項に規定する特定地下浸透水(以下「特定地下浸透水」という。)の浸透の方法若しくは排水若しくは排水の系統を変更する場合</p>
(略)	
(略)	
(略)	
五〇十七 (略)	<p>号及び第十八号において「特定施設」という。)に該当する電気工作物を設置する場合又は特定施設に該当する電気工作物の使用の方法、同条第六項に規定する汚水等(以下「汚水等」という。)の処理の方法、同条第五項に規定する排水水(以下「排水水」という。)の汚染状態若しくは量(同法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態若しくは量を含む。)、同法第二条第七項に規定する特定地下浸透水(以下「特定地下浸透水」という。)の浸透の方法若しくは排水若しくは排水の系統を変更する場合</p>
(略)	
(略)	
(略)	

<p>十八 水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場に該当する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所、又はこれらを設置するための事業場において、特定施設に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、同条第二項第一号に規定する有害物質（ポリ塩化ビフェニルを除く。この号及び次号において「有害物質」という。）を含む水若しくはその汚染状態が同項第二号に規定する項目について同法第三条第一項又は第三項の排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から同法第二条第一項に規定する公共用水域（次号及び第十八号の三において「公共用水域」という。）に排出され、又は有</p>	<p>事故の発生後可能な限り速やかに</p>	<p>事故の状況及び講じた措置の概要</p>	<p>当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>
<p>十八 水質汚濁防止法第二条第五項に規定する特定事業場又は同法第十四条の二第二項に規定する貯油事業場等に該当する発電所、変電所及び開閉所並びにこれらを設置するための事業場において、特定施設又は同法第二条第四項に規定する貯油施設等に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、同条第二項第一号に規定する有害物質（ポリ塩化ビフェニルを除く。）又は同条第四項に規定する油を含む水が当該事業場から同条第一項に規定する公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがある場合（貯油事業場等に係る場合を除く。）又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあ</p>	<p>事故の発生後可能な限り速やかに</p>	<p>事故の状況及び講じた措置の概要</p>	<p>当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>

害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合

十八の二 水質汚濁防止法第十四条の二第二項に規定する指定事業場に該当する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所、又はこれらを設置するための事業場において、同法第二条第四項に規定する指定施設に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、有害物質又は同条第四項に規定する指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合

る場合

<p>十九 (略)</p>	<p>十八の三 水質汚濁防止法第十四条の二第三項に規定する貯油事業場等に該当する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所、又はこれらを設置するための事業場において、同法第二条第五項に規定する貯油施設等に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、同項に規定する油を含む水が当該貯油事業場等から公共水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合</p>
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	
<p>十九 (略)</p>	
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	





○ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公害等の防止） 第十九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 水質汚濁防止法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設を設置する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から地下に浸透される同項に規定する特定地下浸透水は、同法第八条の環境省令で定める要件に該当してはならない。</p> <p>5 水質汚濁防止法第二条第四項の規定による指定施設を設置する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所には、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>6 水質汚濁防止法第五条第五項の規定による貯油施設等を設置する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所には、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>（公害等の防止） 第十九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 水質汚濁防止法第二条第七項に規定する有害物質使用特定施設を設置する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から地下に浸透される同項に規定する特定地下浸透水は、同法第八条の環境省令で定める要件に該当してはならない。</p> <p>（新設）</p> <p>5 水質汚濁防止法第二条第四項の規定による貯油施設等を設置する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所には、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。</p>

7| 12| (略)

13| 水質汚濁防止法第二条第五項の規定による貯油施設等が一般用電気工作物である場合には、当該貯油施設等を設置する場所において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならぬ。

6| 11| (略)

12| 水質汚濁防止法第二条第四項の規定による貯油施設等が一般用電気工作物である場合には、当該貯油施設等を設置する場所において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならぬ。